

Ⅰ 6-1 消防設備士免状の返納命令に関する運用について



12消導第221号の2
平成13年11月6日

1 免状返納命令に関する事務処理の実施

免状返納命令の処理については、別添「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」（平成12年3月24日付け消防予第67号消防庁予防課長通知）（以下「運用基準」という。）によるほか、当該運用基準中「消防機関」に係る事務処理を次のように定める。

(1) 消防署長は、消防設備士の違反行為（消防法令に違反する行為で、（別表第1）の違反行為の種別の欄に掲げるものをいう。以下同じ。）を認めた場合は、消防設備士違反状況報告書（別記様式第1）に、次のアからオに示す違反時の状況を具体的、かつ、明細に記載した書類（以下「違反調査報告書等」という。）及び当該違反者が交付を受けている免状の写し（以下「免状の写し」という。）を添付して速やかに消防長に報告する。

なお、違反調査報告書等及び免状の写しは2部作成し送付する。

また、当該違反調査報告書等については違反事案の内容、態様に照らし必要に応じて作成することで足りるものである。

ア 違反調査報告書（図面、現場写真等を含む。）

イ 違反者の供述調書、質問調書

ウ 実況見聞調書

エ 関係者等の質問調書

オ その他参考資料

(2) 消防長は、前(1)の報告があった場合には、消防設備士違反処理報告書（様式第1）に、違反調査報告書等及び免状の写しを添付して速やかに愛知県知事（以下「知事」という。）に報告する。

(3) 消防署長は、消防長から前(2)の報告を行った旨通知があった場合は、違反事項通知書（様式第2）を当該消防設備士に送達する。

なお、違反事項通知書は、違反者に対し受領書（別記様式第2）に署名を求め、直接交付するか又は内容証明の取り扱いにより郵送する。

(4) 消防長は、知事から前(2)の違反処理報告に基づいて行われた免状返納命令の通知があった場合は、速やかに消防署長に通知するものとする。

(5) 消防長は、知事から聴聞への出席要請があった場合は、関係消防署長と出席者等について協議するものとする。

2 違反点数の算定基準

- (1) 違反点数は、(別表第1)に定める違反行為の種別ごとの基礎点数に、(別表第2)に定める事故加点を加えることにより算出する。
- (2) 2以上の種類又は指定区分の免状を有する者が一の違反行為を行った場合は、当該違反行為に係る違反点数を前(1)に基づき算出したうえで、当該違反点数をすべての免状の種類ごとに計上する。ただし、消防設備士講習受講義務違反については、当該違反行為に係る免状の種類等に関わり計上する。
- (3) 同一人につき、同時に違反行為が2以上あるときの基礎点数は、各違反行為に係る基礎点数を合計したものとする。
- (4) 事故加点は、違反行為と相当な因果関係を有する損害について、その程度に応じた災害事故加点及び人身事故加点のうち、該当する項目の点数を合計したものとする。
- (5) 2以上の消防設備士による共同違反行為については、当該共同違反行為を行ったすべての消防設備士について当該違反行為に係る違反点数を計上する。

なお、他の消防設備士を教唆して違反行為を行わせたものについても、共同違反行為を行ったものとして取り扱うものとする。

- (6) 違反行為の内容が次の各号の一に該当する場合には、違反点数を計上しないものとする。
 - ア 行為につき、正当防衛、緊急避難その他の違法性阻却事由がある場合
 - イ 行為の原因が無過失である場合
 - ウ 違反行為が継続する性質のものであって、既に措置等を行ったにもかかわらず、なお違反状態が継続している場合で、違反者が違反を是正するために要する相当期間が経過していない場合
 - エ 違反者が違反を行ったことにつき、真にやむをえないと認められる事情があるため、措置等を行うことが著しく不当と認められる場合

3 留意事項

- (1) 1・(1)に定める事務処理を行う際、違反者の保有するすべての種類の消防設備士免状の把握に努めること。
- (2) 1・(2)又は(4)の事務処理後、規制課（建築係）において免状返納等の情報を入力することにより、別紙のように予防情報システム中の「消防設備士の登録・照会」で照会できるので、消防用設備等の着工届、設置届及び点検結果報告の受付時等に活用すること。

別 添 （略）

別表第1 違反行為の種別

違反行為の種別						点数
1	17条の3の3 (規則31条の4)	資格外の点検実施又は無資格者を利用しての点検の実施				6
2	17条の5	保有する消防設備士免状対応業務以外の業務実施（資格外の工事若しくは整備の実施又は無資格者を利用しての工事若しくは整備の実施（当該無資格者の作業に対する指導，監督が有効に行われている場合を除く。））				8
3	17条の10	消防設備士講習受講義務違反				5
4	17条の12	誠実業務実施義務違反	技術基準違反の工事，整備の実施	a	消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている場合	8
				b	a以外の場合	3
			点検基準違反の点検実施	a	消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている場合	6
				b	a以外の場合	2
			事実と異なる点検結果の記載	a	消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれているにもかかわらず，そうでない旨の記載をした場合	6
				b	a以外の場合	2
5	17条の13	消防設備士免状の携帯義務違反				4
6	17条の14	消防用設備等の設置工事着手届出義務違反（事実と異なる届出を含む。）				4
7	21条の2④	個別検定に合格した旨の表示（検定表示）のない検定対象機械器具等の工事への使用禁止違反				7
8	21条の16の2	自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合する旨の表示（自主表示）のない自主表示対象機械器具等の工事への使用禁止違反				7

〔注〕1 消防設備士講習受講義務違反については，消防法施行規則第33条の17第1項に定める講習の受講期限又は同条第2項に定める講習の受講期限までに受講しない場合に，それぞれ当該期限が経過したとき違反行為があったものとする。また，その後1年以内に受講する機会があるにもかかわらず受講しなかった場合は，1年を経過したとき再度違反行為があったものとし，それ以降においてなお受講しない場合も同様とする。

2 誠実業務実施義務違反中の「消防用設備等の機能，効用が著しく損なわれている」とは，当該消防用設備等が設置されていないのと同視され得る程度に機能，効用が損なわれている状況をいう。

別表第2 事故加点

事故の程度	点数	人身事故の程度	点数
事故の程度が小	2	軽傷（入院加療を必要としないもの）	6
事故の程度が中	4	中傷等（重傷又は軽傷以外のもの）	8
事故の程度が大	6	重傷（3週間以上の入院加療を必要とするもの以上のもの）	10
		死亡（48時間以内に死亡した場合を含む。）	20

〔注〕① 事故発生に係る付加点数は、消防設備士が行った違反行為と事故が相当な因果関係を有する場合に当該事故の程度に応じ点数を加点するものとする。

② 人身事故の程度は、初診時における医師の診断に基づき分類する。

③ 死傷者が2人以上の場合は、そのうち最も重い者により分類する。

別紙

編集				オンライン教養処理 2			
YEF01B 千種署				消防設備士照会画面			
消防設備士番号：乙7 S 31 年 12345				09/05 09:18			
消防設備士／会社名：名古屋市役所（免状返納H4.9）							
氏 名：建築 太郎							
No.	検査日	不備 事業所					
1	年 月 日						
2	年 月 日						
3	年 月 日						
4	年 月 日						
5	年 月 日						
6	年 月 日						
7	年 月 日						
8	年 月 日						
9	年 月 日						
10	年 月 日						
選択番号： （終了時、'99'を入力してください。）							

数字

別記様式第1

第 号
年 月 日

消 防 長 様

○ ○ 消防署長

消 防 設 備 士 違 反 状 況 報 告 書

違 反 者	本 籍	県 (都道府)					
	住 所						
	氏 名						
	免 状	種 別	指 定 区 分	交 付 年 月 日	交 付 番 号	交 付 知 事	
		種	類	年 月 日	第 号	知 事	
事 業 所 名							
職 名							
所 在 地							

- 1 違反年月日 年 月 日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反の端緒
- 5 違反条項及び基礎点数
- 6 事故加点及び当該事故の概要
- 7 その他参考事項
- 8 意見

(※1) 免状欄については、全ての種類の免状について記載すること。

(※2) 免状の写しを添付すること。

別記様式第2

年 月 日

(あて先) 名古屋市〇〇消防署長

住 所
氏 名

受 領 書

年 月 日付け 第 号の

は、確かに受領しました。

様式第1

第 号
年 月 日

愛知県知事

○ ○ ○ ○ 殿

名古屋市消防長

○ ○ ○ ○ 印

消 防 設 備 士 違 反 処 理 報 告 書

違 反 者	本 籍	県 (都道府)				
	住 所					
	氏 名					
	免 状	種 別	指 定 区 分	交 付 年 月 日	交 付 番 号	交 付 知 事
		種 類	年 月 日	第 号	知 事	
事 業 所 名						
職 名						
所 在 地						

- 1 違反年月日 年 月 日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反の端緒
- 5 違反条項及び基礎点数
- 6 事故加点及び当該事故の概要
- 7 その他参考事項
- 8 意見

(※1) 免状欄については、全ての種類の免状について記載すること。

(※2) 免状の写しを添付すること。

様式第2

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 殿

名古屋市〇〇消防署長

〇 〇 〇 〇 印

違 反 事 項 通 知 書

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。

なお、今後、消防設備士免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

記

1 違反年月日 年 月 日

2 違反場所

3 違反行為の概要

4 違反事項

消防法第 条 (違反)